

桂川町告示第106号

令和2年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年5月26日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和2年6月9日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○6月16日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和2年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第2号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第7 承認第1号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第2号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 承認第4号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 承認第5号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)
- 日程第12 承認第6号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(専決第3号)
- 日程第13 承認第7号 令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第14 承認第8号 令和元年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第15 承認第9号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第16 承認第10号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第17 承認第11号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)
- 日程第18 承認第12号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第19 承認第13号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)
- 日程第20 承認第14号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(専決第3号)
- 日程第21 承認第15号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第22 承認第16号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)

- 日程第23 議案第20号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第21号 桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第25 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第26 議案第23号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第27 議案第24号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第28 議案第25号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第29 議案第26号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第27号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 報告第2号 令和元年度桂川町継続費繰越計算書
- 日程第32 報告第3号 令和元年度桂川町繰越明許費繰越計算書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第2号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第7 承認第1号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第2号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 承認第4号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 承認第5号 令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
- 日程第12 承認第6号 令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）
- 日程第13 承認第7号 令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第
1号）
- 日程第14 承認第8号 令和元年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第15 承認第9号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

- 日程第16 承認第10号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
日程第17 承認第11号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
日程第18 承認第12号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）
日程第19 承認第13号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
日程第20 承認第14号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）
日程第21 承認第15号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
日程第22 承認第16号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
日程第23 議案第20号 町道路線の認定について
日程第24 議案第21号 桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
日程第25 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
日程第26 議案第23号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
日程第27 議案第24号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第28 議案第25号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定
日程第29 議案第26号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
日程第30 議案第27号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第31 報告第2号 令和元年度桂川町継続費繰越計算書
日程第32 報告第3号 令和元年度桂川町繰越明許費繰越計算書

出席議員（10名）

1番	原中 政廣君	2番	林 英明君
3番	柴田 正彦君	4番	杉村 明彦君
5番	大塚 和佳君	6番	吉川紀代子君
7番	北原 裕丈君	8番	下川 康弘君
9番	竹本 慶吉君	10番	青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	大屋 智久君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	山本 博君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和2年第2回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、下川康弘君、9番、竹本慶吉君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月17日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

野山の緑も雨に打たれて色濃くなり、田んぼでは田植えの忙しい時期を迎えています。

今年の春は、新型コロナウイルスが猛威を振るい、国の緊急事態宣言が発令されるなど、まさに歴史に残る事態に遭遇しているわけですが、緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、北九州市では第2波と思われる感染者が多発し、本町としましても大変気がかりなところです。

今後は、新たな日常生活を作っていく努力が求められ、感染症の抑止に注意を払いながら経済活動を活性化させていくという難しい対応が必要になっています。

特に、世界各国の感染者の状況を見ますと、国際間の交流が回復するまでには難しい課題が山積しており、楽観は許されない状況にあります。

そうした中で、本町では、議会の御理解を頂き、国の特別定額給付金の支給をはじめ町の緊急支援対策事業実施に向けて迅速な対応ができましたことを心から感謝申し上げます。

また、これから本格的な梅雨の季節を迎え、集中豪雨や台風等の自然災害が発生しやすくなりますので、防災、減災の対策についても気を引き締めて取り組んでいきたいと考えています。

さて、本日は、令和2年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を頂き、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告、及び、本日、御提案します議案等の提案理由について御説明します。

初めに、新型コロナウイルスに関する主な事業の実施状況について報告します。

本町における国の特別定額給付金、つまり、1人10万円を支給する事業の対象者数は1万3,340人で、世帯数では6,233世帯となっています。このうち、5月末までに支給した人数は1万1,988人、世帯数では5,460世帯で、支給率は約90%であります。

また、就学援助世帯の子供1人に2万円を支給する事業において、5月中に申請された世帯数は177世帯、対象児童生徒数は282人です。6月中旬には対象世帯宛てに申請書を送付する準備を進めています。

また、ひとり親家庭の子供1人に3万円を支給する事業は、6月1日から申請を受け付けています。5月末時点の対象世帯数は198世帯で、対象人数は316人となっています。

事業主に対する事業継続支援事業の申請件数は、5月末現在では120件で、このうち56件については6月4日に振込みを行ったところです。次回は6月11日の予定です。

その他の事業についても迅速に着実に取り組んでいきたいと考えています。

次に、今年度策定します第6次桂川町総合計画については、現在、審議会の委員の選任事務を進めるとともに、コンサルタントの選考を行ったところです。7月上旬には1回目の審議会を開催したいと考えています。

次に、防災・減災の取組については、毎年実施しています桂川町防災会議や自主防災区連絡会による防災組織の連携強化などを充実し、災害発生時はもとより平常時からの防災意識の向上を

図っていききたいと考えています。

また、新型コロナウイルスの感染防止のための対策についても、避難所におけるいわゆる3密状態を作らないための対策等についても強化を図ってまいります。

次に、県事業で実施した県道豆田稲築線（土師工区）、つまり、嘉穂総合高校から役場前交差点までの道路につきましては、本年3月28日に開通式並びに平成七瀬橋の渡り初めを執り行うことができました。新型コロナウイルスの感染対策が懸念されましたが、皆様の御協力により無事実施できましたことを心から感謝申し上げます。

また、飯塚県土整備事務所より今年度事業として桂川町役場前交差点から国道200号までの九郎丸工区について事業に着手するという報告があり、測量調査が行われることとなっています。

なお、当事業が着手されるに当たり、現在の県道豆田稲築線の国道200号新茶屋交差点から土居交差点までの区間を町道に認定する必要があることから、本定例会に議案を提案していますので、よろしくお祈いします。

次に、飯塚地区消防組合の桂川分署建設工事については、現在、躯体が建設され、内装工事及び外構工事を実施中です。5月末の進捗率は70.3%で、本年8月に完成する予定です。

次に、本定例会に提案しています桂川町税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルスが納税者に及ぼす影響を緩和するため、徴収の猶予制度、個人住民税、固定資産税、自動車税等に関わる特例措置を専決処分しましたので、よろしくお祈いします。

また、国民健康保険税については、一定の収入減に対し、減免措置ができる条例の改正案を提案するとともに、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、減免や猶予措置についての情報提供に努めてまいりたいと考えています。

次に、母子保健の取組として、安心して、妊娠、出産、子育てができる環境整備を図るため、桂川町子育て世代包括支援センターの設置に向けて取り組んでいます。現在、総合福祉センター内のボランティア室の改修工事が終わり、6月15日には開設の予定です。

次に、農業委員会の委員の任期が7月19日をもって満了となることから、3月25日から推薦及び公募を実施するとともに、農業委員候補者評価委員会を開催し、農業委員候補者を決定したところです。本定例会に任命同意の提案をしていますので、よろしくお祈いします。

次に、幼稚園、小学校、中学校については、国の緊急事態宣言及び福岡県の要請を受け、4月8日から臨時休業の措置を取り、始業式、入学式、登校日の設定などの対応を講じてきました。

5月14日に県の緊急事態宣言が解除されましたので、本町は、5月25日から臨時休業を解除し、分散登校を実施するとともに6月1日から全面再開しています。学校再開に当たり、子供たちの健康、安全が確保できるよう感染防止対策を徹底するとともに授業の充実や補習の実施に取り組んでいききたいと考えています。

次に、国が推進している学校におけるICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図るGIGAスクール構想の実現に取り組んでいるところです。

今回の計画では、小学校5年生と6年生及び中学校1年生を対象に児童生徒1人1台の端末タブレットを整備するための予算を計上していますが、国の方針により今年度において小・中学校全学年を対象とすることになりました。よって、その他の学年の分は次の補正予算で対応したいと考えています。

次に、予算については、専決処分による令和元年度補正予算の承認7件と同じく専決処分による令和2年度補正予算の承認5件、また、令和2年度補正予算の議案2件の計14件を提案しています。

まず、承認第5号令和元年度一般会計補正予算（専決第2号）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、国の全額補助を受け、保育所や学童保育所等の消毒液購入や空気清浄機設置等を行うため、令和2年3月23日に専決処分したものでございます。補正額は490万円を追加計上しました。

次に、承認第6号から第11号については、各会計の決算を見込んだ予算の整理が主なものです。

このうち、承認第6号令和元年度一般会計補正予算（専決第3号）は、本補正において歳入が歳出を上回りましたので、歳入の余剰分を基金の積立金及び繰入金に整理しています。

具体的には、歳出では減債基金に4,000万円、教育・保育施設整備基金に2,000万円を積み立てる予算計上を行い、歳入側では財政調整基金繰入金を1億円、公共事業整備基金繰入金を3,442万1,000円減額する予算計上を行いました。専決処分の日は令和2年3月31日で、補正額は9,356万2,000円の減額となっています。

次に、承認第12号令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）は、国の特別定額給付金給付事業費として13億6,690万5,000円の追加計上を令和2年4月28日付で専決処分しました。

承認第13号令和2年度一般会計補正予算（専決第2号）は、国の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費1,830万円の追加計上を令和2年5月1日付で専決処分を行い、承認第14号令和2年度一般会計補正予算（専決第3号）は、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を受けて実施する町独自の新型コロナウイルス感染症対策緊急支援対策事業費として1億1,711万1,000円の追加計上を令和2年5月14日付で専決処分したところでございます。

次に、議案第26号令和2年度一般会計補正予算（第1号）は、補正額1,629万1,000円を追加し、予算の総額を74億5,674万円に定めようとするものです。

補正の主な内容は、歳入予算では、15款国庫支出金において国が掲げるGIGAスクール構想の実現に向けた学習者用コンピュータタブレット端末等の整備に関わる公立学校情報機器整備事業費国庫補助金を追加計上しております。

次に、16款県支出金では、児童・生徒の個別の学習課題への対応等に関わるふくおか学力アップ推進事業費県補助金や中学校の英語教育強化推進に関わる英語教育強化推進事業費県補助金を追加計上しています。

21款諸収入では、小中学校の学校給食に関わる学校臨時休業対策費補助金を追加計上しています。

一方、歳出では、2款総務費において、嘉麻市から無償譲渡された議場の放送設備の移設委託料や災害時用の避難所間仕切り購入費を追加計上しています。

10款では、歳入側で説明しました学習者用コンピュータ購入費や英語教育強化推進講師報酬、学校給食に関わる学校臨時休業対応補償金を追加計上しています。

以上が、令和2年度一般会計補正予算の主な内容でございます。

なお、去る5月31日の出納整理期間を終えた段階で令和元年度一般会計の繰越額として2億6,463万2,000円を見ております。このうち、令和2年度に繰り越した事業に充当する繰越財源2,415万4,000円を除く純繰越額は2億4,047万8,000円となるものです。

この繰越金につきましては、令和2年度の当初予算に6,000万円計上していただきましたので、決定額との差、1億8,047万8,000円を次の補正予算において計上しますので、よろしくお願ひします。

なお、本日、御提案します議案は、桂川町農業委員会委員の任命に関する同意案件が1件、専決処分の承認が16件、町道路線の認定に関する議案が1件、条例の改正に関するもの5件、令和2年度補正予算が2件、報告が2件の計27件でございます。

人事案件につきましては私から、その他の議案等につきましては担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総

務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

3月の議会定例会を終え、本議会まで延べ2回の委員会を開催いたしました。このたびは、コロナウイルスの影響で密を避けるため、通常の委員会を自粛したため、2回となっております。

桂川駅自由通路等整備工事の進捗について、4月で基礎工事が終わり、現在、駅施設の鉄骨の堅型工事並びに自由通路の桁の組立て工事が行われており、工事は順調に進んでいます。日に日に工事の進捗が目に見えて分かるようになり、桂川駅周辺整備による桂川町の活性化への期待も膨らみます。

次に、町民の皆様の生活基盤である道路維持管理について、今年度実施を予定している工事のうち主な舗装修繕箇所を視察し、舗装の状態を確認しました。いずれの場所も舗装にひび割れ等の損傷が広がっており、早期の補修が必要であると考えられ、修繕工事の実施は妥当であると判断いたしました。

町内には傷んでいる舗装が各所に存在していることから計画的に修繕を進める必要があり、今後も継続して道路改善に努めたいと考えております。したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

以上です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。

3月定例議会後、3回の委員会を開催しました。

5月27日には桂川小学校を視察しました。新しくなったトイレは臭いもなく、子供たちも安心して使うことができるでしょう。

また、新型コロナウイルス対策について、養護教諭、保健の先生に話を伺いました。子供の健康管理は教職員の協力で進めていると言われていました。また、教育委員会からは一瞬で測ることのできる非接触型体温計を用意してもらうなど、迅速な支援が行われていると感謝されていました。

先生の「一人の子供には、親兄弟、また祖父母など、何人かの家族がいます。子供の感染は家族の感染につながるので、学校で感染がないように全職員で取り組んでいます」という言葉が心に残っています。

文教委員会の中で「桂川町の保育所、幼稚園、小学校、中学校の子供を全部合わせると1,000人を優に超えるので、その家族まで考えると町民の半数近くになるのでは」という話が出ました。

子供たちに感染がないように取り組むことは町民の健康に直結しています。町や教育委員会におかれましては、今後とも保育所や学校等と連携して新型コロナウイルス防止対策を進めていただきますようお願いいたします。

6月に入り、学校は通常のように行われています。新型コロナウイルス対策についても新たな課題が出てきていると思われます。今後とも教育環境整備のための視察が必要です。つきましては、教育環境整備について、継続審査をお願いし、委員会報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することを決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） つきまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び

発行についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。林委員長。

○議長(原中 政廣君) 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催いたしております。

この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年5月1日に第29号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き「桂川議会だより第30号」を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、承認16件、議案8件、報告2件であります。このうち、同意第2号及び承認第1号から承認第16号までは、本日即決していただき、議案第20号から第27号までの8件については、本日、質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。6月10日、11日、15日の3日間で審議をしていただき、6月17日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第2号

○議長(原中 政廣君) 同意第2号桂川町農業委員会委員の任命についての同意を求める件を議題といたします。

林英明君、竹本慶吉君は、地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、退席を求めます。

〔2番 林 英明君 9番 竹本 慶吉君 退席〕

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第2号桂川町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

本件は、本町の農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により町議会の同意を求めるものでございます。

なお、御提案します方々は、さきの行政報告でも申しましたように推薦及び公募を実施し、その結果を基に農業委員会委員候補者評価委員会の意見を頂き、提案するものでございます。

5ページに記載しています住所と氏名を読み上げて提案とさせていただきます。

桂川町大字九郎丸463番地、神崎宏昭氏、桂川町大字土居734番地、久保正澄氏、桂川町大字土師3608番地、高嶋征敏氏、桂川町大字土師240番地1、竹本貞男氏、桂川町大字土師4624番地、野上伸太郎氏、桂川町大字土師4051番地1、林英明氏、桂川町大字吉隈370番地、原中輝司氏、桂川町大字土師1229番地、原中壽氏、桂川町大字中屋321番地4、藤春郁夫氏、桂川町大字寿命824番地、古野泰治郎氏、桂川町大字内山田806番地、山邊俊明氏、桂川町大字吉隈960番地、芳中悟氏。

以上でございます。

なお、略歴につきましては参考資料として添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意を願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号桂川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

林英明君、竹本慶吉君の入場を願います。

〔2番 林 英明君 9番 竹本 慶吉君 入場〕

日程第 7. 承認第 1 号

○議長（原中 政廣君） 承認第 1 号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） まず、初めに本議会に提出いたしました議案の件名の違いについて説明させていただきたいと思えます。

議案書 1 ページをごらんください。

本議会に提出された議案において、ただいまから御説明申し上げます承認第 1 号においては、件名が桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定と、「条例等」の「等」という文字が記載されています。

また、承認第 3 号では、桂川町税条例の一部を改正する条例の制定と、ここでは「等」という文字はなく、「税条例」となっております。

この違いについては、承認 1 号については、これまで改正された条例の中で未施行分の改正、つまり適用日に到達していない条例を改正するものが含まれていますので、税条例等と表現するものでございます。

件名についての説明は以上でございます。

それでは、議案書 1 8 ページをお願いいたします。承認第 1 号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町税条例等の一部改正の専決処分でございます。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 2 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、桂川町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を令和 2 年 3 月 3 1 日付で専決処分しましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては 1 9 ページから 3 1 ページまで、新旧対照表を 3 2 ページから 7 0 ページに記載しております。

議案書の 1 9 ページをお願いいたします。主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

1 点目は個人住民税の見直しによるものでございます。

今まで婚姻歴のないひとり親は寡婦控除の対象外となっておりましたが、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制という観点から、婚姻の有無にかかわらず、また、男性・女性にかかわらずひとり親の定義規定が創設され、控除が適用されることとなりました。

また、人的非課税措置として、現行では、生活保護の規定による生活扶助を受けている方、障がい者、未成年、寡婦、単身児童扶養者が非課税措置となっておりますが、改正後は、先ほど申しましたひとり親という新しい定義づけができましたので、改正後は、寡婦、単身児童扶養者がひとり親に改正され、前年の合計所得が135万円以下であれば子供の年齢に関係なく非課税対象となるもので、令和3年1月1日から適用されます。

次に、固定資産税の制度の見直しによるものです。

現在、人口減少高齢化により相続登記が行われないケースが多く、課税に支障が生じているため、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人に対し、必要な事項を申告させることができること、また、調査を尽くしても固定資産の所有者が確認できない場合、事前に使用者に通知した上で使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものでございます。

令和3年度以降の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

次に、たばこ税において、紙たばこと葉巻たばこの間に大きな税率格差が生じているため、課税方式の見直しにより軽量の葉巻たばこの課税については葉巻たばこ1本を紙たばこ1本に換算するように見直すものでございます。

令和2年10月から実施いたしますが、令和3年9月までの1年間については、一定の経過措置を講じ、2段階に引き上げるものとし、経過措置期間中は0.7g未満の葉巻たばこを0.7本の紙たばことみなすものでございます。

以上が、主な改正の内容でございます。

その他、関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整備を行っております。

27ページをお願いいたします。附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。ただし、改正規定の内容によりまして別に期日を定めております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第8. 承認第2号

○議長（原中 政廣君） 承認第2号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書の71ページをお願いします。承認第2号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分いたしました。同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正内容については72ページ、新旧対照表を73ページから74ページに記載しております。議案書の72ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明申し上げます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を現行61万円から63万円に、介護納付金課税額を16万円から17万円に改正するものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減判定の基準額を引き上げることにより低所得者の税負担の軽減を図るものでございます。

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準において、5割軽減世帯の軽減判定の算定において被保険者の数に乘じる金額を28万円から5,000円引き上げて28万5,000円に改め、2割軽減世帯については、51万円から1万円引き上げ、52万円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則の第4項及び第5項の改正規定については令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

承認2号については私は反対の立場から討論に参加いたします。

この案件は、中間層の課税限度額等を引き上げようとするものであります。当局はいつも引き上げられた分を低所得者へ配分されるからと言われますが、高額所得者には何も変わらないのです。

結果的に国保税を引き上げるということは中間層を苦しめることになるので、私は反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第2号を採決します。起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、承認第2号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第9. 承認第3号

○議長（原中 政廣君） 承認第3号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書75ページをお願いいたします。承認第3号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町税条例の一部改正の専決処分でございます。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、桂川町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する

時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を令和2年4月30日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましては76ページから77ページ、新旧対照表を78ページから80ページに記載しております。

議案書の76ページをお願いいたします。主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、徴収の猶予制度の特例でございます。

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業所等に対し、無担保かつ延滞金なしで、1年間、徴収を猶予できるものでございます。

次に、固定資産税の軽減措置でございます。

令和3年度課税の1年分に限り中小企業が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置をするものでございます。令和2年2月から10月までの3カ月間の売上が前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少しているものについては課税標準を2分の1、50%以上減少しているものについてはゼロとするものでございます。

次に、自動車税の軽減措置でございます。

自動車税、軽自動車税、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を6カ月間延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

次に、市町村民税についてでございます。

住宅借入金等特別税額控除については、適用期限を1年間延長し、令和16年までとするものでございます。

次に、入場料等払戻請求権を放棄した者への寄附金控除とするものでございます。

以上が主な改正の内容でございます。

77ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第10. 承認第4号

○議長（原中 政廣君） 承認第4号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の81ページをお願いいたします。承認第4号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正の理由でございますが、国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときに傷病手当金を支給することにより、休みやすい環境を整備し、感染の拡大の防止を図るため、桂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年5月1日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

主な改正内容について御説明申し上げます。議案書の82ページをお願いいたします。

桂川町国民健康保険条例の本則に第9章傷病手当金として新型コロナウイルス感染症に感染した桂川町国民健康保険被保険者等に傷病手当金が支給できるように新たに規定を設けております。

第16条では、傷病手当金の支給対象者、支給対象となる期間、支給額、適用期間を規定しております。

第17条と第18条では、傷病手当金と給与等の調整を規定しております。

附則の1では、この条例は公布の日から施行するものとしております。

附則の2では、改正後の桂川町国民健康保険条例に定めた傷病手当金の規定は令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するとしております。

以上、簡略ではございますが、報告を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜ります

ようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。これより承認第4号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。11時10分より再開します。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第11. 承認第5号

○議長（原中 政廣君） 承認第5号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 承認第5号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について、説明いたします。

議案書86ページをお開きください。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年3月23日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、保育所や学童保育所に係る新型コロナウイルス感染防止対策費について国の全額補助を受けて実施するものです。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,539万4,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について説明いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金490万円の追加は、町内保育所、学童保育所等に係る新型コロナウイルス関連国庫補助金によるものです。

次の8ページ、歳出でございませう。

3款2項児童福祉費490万円の追加は、町内私立保育所、学童保育施設、子育て支援センター、土師保育所、吉隈保育所に対する新型コロナウイルス関連事業で、消毒液や空気清浄機の購入、小学校の休校に伴う学童保育時間の延長対応に関する経費などを計上しております。

以上、簡略な説明でございませうが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 学童保育所等で具体的にコロナ対策でどんなことが必要なのかということを知りたいんです。需用費はどんなものをあげてますよとか備品はこういうのが必要でしたというのを説明していただけたらと思います。できたら、この中にきっちり書いとってもらうとただで分かるようになりますので、その辺の工夫を今後お願いします。

以上、質問とお願いです。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 今、歳出、8ページにですね、対策についての費用を記載しておる状況でございませう。

歳出8ページの3款2項1目につきましては、善来寺保育所に対するですね、こういう負担金として50万円を計上しております。

また、3目児童福祉費につきましては学童保育所関係に係る、先ほど申しました、時間延長に関する委託料の増額、100万円を計上しているところでございませう。

11節の93万円については消毒液等の購入、また18節備品購入費につきましては空気清浄機の購入ということで計上しているところでございませう。

4目子育て支援につきましては、子育て支援の事務局に関するこういった消耗品費、備品購入費を計上しております。

また、5目、6目、土師保育所費、吉隈保育所費につきましても空気清浄機の購入を備品購入

として計上しておる状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 関連課長、ありましたら説明をお願いします。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 財政課長の答弁に若干補足させていただきます。

歳出に関してでございますが、まず、今、財政課長から説明があったとおりでございます、11節、18節のですね、需用費、備品につきまして簡単に説明させていただきます。

総額ですね、併せまして、これにつきましては340万の予算の計上でございますが、内訳につきましては、加湿空気清浄器を24台、それとノートタッチ薬液供給装置、これは手を出すと自動的に消毒液が出るやつでございますが、これを17台、それと歯ブラシの除菌器、これは保育所に対してでございますが、紫外線保管庫ということで、これを2台、土師と吉隈に1台ずつ。それとですね、東学童保育所にですね、壁かけ式の扇風機を4台、それと桂川学童本館でございますが、天井扇ですね、天井につけて換気をよくする大きなファンでございますが、それを1台、それと消毒液ですね、これは101入りのBA-CLEANというやつでございますが、これを74個、またその他消耗品等で、340万、計上いたしております。

また、併せまして、先ほど財政課長から説明がありましたが、学童保育所に対する委託料でございますが、これにつきましては、学校が臨時休業になった22日間分の延長分でございます、100万円の計上をさせていただいております。

実際の実績でございますが、支援員15名に対しまして実績が47万9,696円ということで報告を受けているところでございます。

それと最後に19節の補助金でございます。これにつきましては、保育環境改善対策事業としまして善来寺保育園に50万円の現金交付を行っているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに関連課はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） それでは、柴田議員、質疑よろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号令和元年度桂川町一般会

計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第12. 承認第6号

○議長（原中 政廣君） 承認第6号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 承認第6号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）について、説明いたします。

議案書87ページをお開きください。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年3月31日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。補正額9,356万2,000円を減額し、予算の総額を57億8,183万2,000円と定めたものでございます。

補正の概要を説明させていただきます。

まず、7ページの第2表に示しております繰越明許費補正でございますが、桂川駅前南側広場等整備事業5,460万円の追加は、駅南整備に係る水路工事において、コンクリート製品の製作に当たり、期間を要したことにより、工期延長を行うためのものでございます。

また、災害復旧費の規定の金額3,528万6,000円から4,645万6,000円の1,117万円の追加については工事の進捗状況に合わせたものです。

次の8ページ、第3表地方債補正の地域活性化事業債以下5つの事業債ですが、額の決定等により限度額の補正を行っております。学校教育施設等整備事業債については校内通信ネットワーク事業費国庫補助金の減により地方債の限度額を1,210万円追加しております。

12ページをお開きください。歳入について説明いたします。

1款1項町民税6,041万1,000円の追加。

次の13ページ、3項軽自動車税48万9,000円の減は、決算を見込んだ計上でございます。

次の14ページ、4項町たばこ税88万9,000円の追加。

次の15ページ、2款1項自動車重量譲与税44万1,000円の追加。

次の16ページ、2項地方揮発油譲与税110万5,000円の減。

次の17ページ、3款利子割交付金168万7,000円の減。

次の18ページ、4款配当割交付金84万6,000円の減。

次の19ページ、5款株式等譲渡所得割交付金228万1,000の減。

次の20ページ、6款地方消費税交付金67万9,000円の追加。

次の21ページ、7款ゴルフ場利用税交付金99万6,000円の追加。

次の22ページ、8款自動車取得税交付金85万1,000円の追加。

次の23ページ、9款環境性能割交付金140万7,000円の減。

次の24ページ、10款地方特例交付金2,770万4,000円の追加は、全て額の決定によるものです。

次の25ページ、11款地方交付税5,364万2,000円の追加のうち、特別交付税につきましては、決定によるもの、また、普通交付税は財源調整を行っております。調整後の普通交付税の財源留保額は1,273万1,000円となります。

次の26ページ、12款交通安全対策特別交付金18万5,000円の減は、決定によるものです。

次の27ページ、13款1項負担金281万5,000円の追加は、嘉麻市との協定で実施しております橋梁修繕事業の嘉麻市負担金の追加によるものです。

次の28ページ、14款1項使用料5万7,000円の追加は、町有施設等の使用料の決算見込みによるもの。

次の29ページ、2項手数料68万5,000円の減は、各種手数料の決算見込みによるものです。

次の30ページ、15款1項国庫負担金2,887万4,000円の減。

次の31ページ、2項国庫補助金2,694万9,000円の減。

次の32ページ、16款1項県負担金911万6,000円の減。

次の33ページ、2項県補助金4,136万2,000円の減。

次の34ページ、3項県委託金139万7,000円の減につきましては、各負担金、補助金等の決定及び決定見込みによるものです。

次の35ページ、17款2項財産売払収入885万2,000円の追加は、旭ヶ丘団地売払収入の決定によるものです。

次の36ページ、18款1項寄附金280万円の減額は、ふるさと応援寄附金の決定見込みによるものです。

次の37ページ、19款1項基金繰入金1億3,756万3,000円の減額は、今回の補正に

において歳入が歳出を上回ったため、財政調整基金については皆減し、公共事業整備基金繰入金については減額調整させていただいております。

なお、桂ヶ丘污水处理施設管理基金繰入金 85万5,000円の追加は、浄化槽ブロー修繕費に対する繰り入れを行ったものです。

次の38ページ、2項特別会計繰入金 944万7,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものです。

次の39ページ、21款4項2目雑入 590万円の追加については、日本スポーツ振興センター災害共済給付金見舞金によるものです。

次の40ページ、22款1項町債 950万円の減は、各事業債の決定及び決定見込みによるものです。

次の41ページより歳出でございます。

歳出におきましては、決算を見込んだ不用額の整理等を行っております。

2款1項3目財産管理費 6,944万7,000円の追加は、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、減債基金積立金、公共事業整備基金積立金、教育保育施設整備基金積立金での歳入余剰分の調整をしております。

6目企画費 1,564万6,000円の減額は、主に地域おこし協力隊の関連経費やふるさと応援寄附業務委託料、特産品開発事業補助金の整理によるものです。

次の10目諸費 90万円の減は、コミュニティー交通利用補助金の決定見込みによるもの、次の43ページ、2項徴税費は2目賦課徴収費の精算によるものです。

次の44ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費は財源組替えを行っております。

次の45ページ、4項選挙費 184万1,000円の減は、参議院選挙事務に係る関連経費の決定によるものです。

次の47ページ、3款1項社会福祉費 6,119万円の減は、1目社会福祉総務費、3目老人福祉費、4目重度障害者医療費、5目子ども医療費、6目ひとり親家庭等医療費、7目未熟児養育医療費、8目介護保険事業費の精算及び決定見込みによるものです。

次の48ページ、2項児童福祉費 3,194万3,000円の減は、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、5目土師保育所費、6目吉隈保育所費の精算及び決算見込みによるものです。

次の49ページ、4款1項保健衛生費 203万6,000円の減は、3目環境衛生費の整理によるものです。

次の50ページ、5款2項2目職業訓練費 239万2,000円の減は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金の皆減によるものです。

次の51ページ、6款1項農業費 682万2,000円の減額は、2目農業総務費、4目農業

振興費、5目畜産業費、6目農地費の精算及び決算見込みによるものです。

次の52ページ、7款1項2目商工振興費2,301万6,000円の減は、主にプレミアム付商品券事業関連経費の精算によるものです。

次の53ページ、8款1項土木管理費193万6,000円の減は、木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金、ブロック塀撤去費補助金の清算によるものです。

次の54ページ、2項道路橋梁費122万2,000円の減は、3目道路橋梁新設改良費の決算見込みによるものです。

次の55ページ、3項都市計画費301万5,000円の減は、2目街路事業費を皆減しております。

次の56ページ、4項住宅費171万1,000円の減は、滞納者訴訟委託料の皆減及び町営住宅維持修繕工事の精算によるものです。

次の57ページ、10款1項教育総務費590万円の追加は、日本スポーツ振興センター災害共済給付金によるものです。

次の2項桂川小学校費571万円の減は、2目教育振興費の臨時雇い賃金の精算によるもの。

次の59ページ、3項桂川東小学校費学校管理費は財源組替え。

4項桂川中学校費334万8,000円の減は、2目教育振興費、少人数学級の実施に伴う教育職員賃金の精算によるものです。

次の61ページ、5項桂川幼稚園費は財源組替え。

次の62ページ、7項社会教育費7目図書館費45万円の減額。

次の63ページ、8項保健体育費16万2,000円の減は、照明機器等LED整備工事の精算によるものです。

64ページ、11款2項農林水産業施設災害復旧費503万9,000円の減は、測量委託料の精算によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 31ページ、校内通信ネットワーク整備事業費国庫補助金が1,200万も削減されたという理由をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） お答えいたします。

主な理由といたしましては、国の基準のほうで学校の規模によって基準がございましたが、そ

の分で減額されたということでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。いいです。

○議長（原中 政廣君） 質問はそれだけでよろしいですか。

ほかに質疑。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 一度に言うていいですかね。2件あるんですけど。

○議長（原中 政廣君） はい。一度に言ってください。

○議員（6番 吉川紀代子君） まずですね、51ページですね、私のね、聞き間違いかも分からないけど、どう。ちょっと待ってくださいよ。たしか、数字がね、間違っって言われたような気がするんですよ。

51ページからだったんだけど、「680万2,000円」と言われたみたいだけど、ここに書いてあったのが「682万2,000円」だったみたいで、あらと思って。ごめんなさい。これが気になりました。

あと一つ、ページ55ですね。ここで街路事業費としてマイナス補正が上がっております。これ、委託料で100万、それから土地購入費としてマイナス50万、これ、委託先というんですか、委託料というのは、この2つはどこなんですかね。よく分からないなと思って。

○議長（原中 政廣君） 何点かあったら全部いいですよ。何点かあるんでしょう。

○議員（6番 吉川紀代子君） いや。今のと最初の680万2,000円と今回の55ページのところ。

○議長（原中 政廣君） 分かりました。担当課長。

○企画財政課長（原中 康君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

51ページの6款1項農業費の682万2,000円の減額ということで。

○議員（6番 吉川紀代子君） 51ページでしょう。

○企画財政課長（原中 康君） はい。議員がおっしゃるように「68万2,200円」の減ということで間違いありません。（「600」と呼ぶ者あり）すいません。「682万2,000円」の減ということで間違い。私もそういう発言をしたつもりなんで、すいません。682万2,000円の間違いで。

それと道路橋梁費の減でございますけれども。（「街路事業費」と呼ぶ者あり）すいません。55ページの街路事業費の減でございますけれども、これは、企画財政課のほうでですね、こういった、セットバックといいますか、道路の後退にかかる費用を毎年計上しておるんですけども、令和元年度については、そういった用地買収をして家を引かせる、こういった事業が全くなかったということで皆減させていただいております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件については承認することに決定いたしました。

日程第13. 承認第7号

○議長（原中 政廣君） 承認第7号令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 承認第7号について御説明申し上げます。

議案書88ページをお願いいたします。

本承認は、令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

補正予算書2ページをお願いいたします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ777万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,289万4,000円にするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金764万7,000円の増額は、決定

によるものでございます。

8ページをお願いいたします。2款事業収入1項2目住宅新築資金貸付金元利収入24万5,000円の増額。

3目宅地取得資金貸付金元利収入103万円の減額。

9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円の減額でお願いしております。事業の増減額は、それぞれ償還見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費777万7,000万円の増額は、決定によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第14. 承認第8号

○議長（原中 政廣君） 承認第8号令和元年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 承認第8号令和元年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について、説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年3月31日付をもって地方自治法第179条第1項の規定に

より専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2万9,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

2款1項1目土地開発基金繰入金1,050万円の減は、8ページの歳出2款1項1目公有財産取得事業費で同額の計上をしておりましたが、公有財産の取得等がありませんでしたので、歳入歳出ともに1,050万円を減額し、予算の整理を行うものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号令和元年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第15. 承認第9号

○議長（原中 政廣君） 承認第9号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の90ページをお願いいたします。

承認第9号について御説明申し上げます。

本承認は、令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,457万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,989万9,000円に定めるものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税400万7,000円の減額。

2目退職被保険者等国民健康保険税9万2,000円の減額は、見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。5款1項1目保険給付費等交付金1億3,556万4,000円の減額は、確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。5款2項1目財政安定化基金交付金は見込みにより251万2,000円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金741万9,000円の減額は、確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費167万3,000円の減額は、確定によるものでございます。

12ページ、1款3項1目運営協議会費40万7,000円の減額は、確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。1款5項1目医療費適正化特別対策事業費57万8,000円の減額は、見込みによるものでございます。

2目収納率向上特別対策事業費68万6,000円の減額は、見込みによるものでございます。

14ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費は1億847万9,000円の減額。

2目退職被保険者等療養費は1,074万8,000円の減額。

3目一般被保険者療養費265万4,000円の減額は、見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費3,200万円の減額。

2目退職被保険者等高額療養費163万5,000円の減額。

3目一般被保険者高額介護合算療養費50万円の減額。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費30万円の減額は、見込みによるものでございます。

16ページをお願いいたします。2款3項1目一般被保険者移送費10万円の減額は、見込みによるものでございます。

17ページをお願いいたします。2款4項1目出産育児一時金168万円の減額は、確定によるものでございます。参考までに、令和元年度の支払件数は16件でございます。

18ページ、2款5項1目葬祭給付費48万円の減額は、確定によるものでございます。令和元年度の支払件数は24件でございます。

19ページをお願いいたします。3款1項1目一般被保険者医療給付費分は財源組替えをお願いしております。

20ページ、9款1項1目国民健康保険給付費支払準備基金積立金は、歳入と歳出の整理を行ったところ、歳入余剰の見込みが立ったため、1,735万円を積立基金に積立てをしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

承認9号について反対の立場から討論に参加いたします。

補正予算書には基金積立として1,735万円が計上されております。先ほどから説明にありましたように、収入と支出としたときにこの分が余ったから支払準備金として積み立てるということですが、国保加入者は高い国保税に苦しんでおります。

積み立てるのではなくて、国保加入者に還元すべく国保税の引き下げに回すべきであると私は考えますので、この案件については、承認できません。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第9号を採決します。

起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、承認第9号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第16. 承認第10号

○議長（原中 政廣君） 承認第10号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の91ページをお願いいたします。承認第10号について御説明申し上げます。

本承認は、令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,733万2,000円に定めるものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金233万6,000円の減額は、決定によりお願いしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金233万6,000円の減額は、見込みによりお願いしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。13時より再開いたします。暫時休憩。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第17. 承認第11号

○議長（原中 政廣君） 承認第11号令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 承認第11号令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

議案書92ページをお開きください。

提案理由は、水道事業会計予算の最終補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、水道事業費を112万8,000円増額し、補正後の額を2億1,642万4,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算書によって御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款1項2目排水及び給水費12万9,000円の増額は、排水管と修繕材料費の確定によるもの、同じく、2項2目消費税99万9,000円の増額は、申告納付消費税の確定によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 消費税が上がっているんですけど、これは3月31日までに納めるのではないのでしょうか。もう納められたんですか。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。

○水道課長（山本 博君） ただいまの御質問につきましては、こちらは決算が3月31日をもって決算をするものでございます。この決算処理をもちまして申告納付をするものでございますので、申告納付期限は6月中に行うようになっております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第18. 承認第12号

○議長（原中 政廣君） 承認第12号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書93ページをお願いいたします。

承認第12号令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策であります特別定額給付金の閣議決定を受け、迅速かつ的確に家計への支援を行おうとしたところ、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年4月28日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億6,690万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億503万8,000円に定めたものでございます。

それでは、補正予算書の2ページを説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億6,690万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億503万8,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金13億6,690万5,000円の追加は、基準日であります令和2年4月27日において桂川町の住民基本台帳に登録されている住民に対し、1人につき10万円を給付する特別定額給付金に係る国庫補助金の追加によるものです。

次の8ページ、歳出でございますが、2款1項13目特別定額給付金給付費13億6,690万5,000円の追加は、特別定額給付金給付の関連経費でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 桂川町は10万円がすぐに来たと思っています。僕と同じ時期に申請した友達は、市ですが、どこの市とは言いませんが、まだ来ていない。非常に手際よくされたと思っています。

質問なんです、8ページ、報酬851万、上げてあります。「短時間勤務会計年度任用職員報酬」とありますが、これは人を雇ったということなのかなと思うんですが、何人雇われたのか。そして、延べ日数、もしくは、延べ時間を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 御質問にお答えいたします。

特別定額給付金事務の作業において、今、会計年度任用職員さんの手当を計上しているところです。今、作業の経過中でありまして、全体的に何時間というような最終的な見込みが出るのはもう少し時間がかかりますので、この場ではですね、お答えができないということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 7ページの歳入でですね、13億と書いてあるんですが、説明で同じ名前が2段あるんですけど、この内容というのは、公布された日付が違うとか、どういう意味かなと思ひまして。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、説明欄に2段書きにされております項目ですけれども、上段が給付金でございます。1人当たり10万円ですね、給付金ですね。その下段に記載されております1,956万5,000円につきましては事務費ということで、先ほど質問がございました封筒であったり説明の2段という形になっております。失礼します。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 分かりやすく括弧でも書いていただいとったほうが聞かなくていいかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（原中 政廣君） 何かほかに。井上町長。

○町長（井上 利一君） 字が小さくて見にくいかと思ひますけれども、上段は給付事業費です。そして、下段は給付事務費ということで、表記は分かれていますので。

○議員（5番 大塚 和佳君） 分かりました。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第12号を採決いたします。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第19. 承認第13号

○議長（原中 政廣君） 承認第13号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書94ページをお願いいたします。

承認第13号令和2年度一般会計補正予算（専決第2号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策であります子育て世帯への臨時特別給付金事業を行おうとしたところ、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年5月1日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書（専決第2号）で説明いたします。

2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,333万8,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金1,830万円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業国庫補助金によるものです。

次の8ページ、歳出でございますが、3款2項7目子育て世帯への臨時特別給付金給付費1,830万円の追加は子育て世帯への臨時特別給付金給付の関連経費でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今のところで、8ページのところでですね、委託料で80万6,000円が計上されています。そして、なんか知らんけど、システム給付金、システム作成と。これは何をするんですか。それと、その下に1,708万円ですか、708万円計上と。こ

れは、人数が分かったら、大体、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 関連課長。北原課長。

○住民課長（北原 義識君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

歳出のほうの委託料でございます。80万6,000円につきましては、今回の特別給付金の支給に当たりまして、いわゆるコンピューターのシステムをこのために作ったんです。改修しました。このための委託料になるところでございます。

それから、負担金の部分の1,708万、これは、いわゆる子育て世帯への給付金になりますので、1人1万円ということでございますから、割り崩していただきますと約1,708人が対象ということで、この分を計上させていただいております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） コンピューターをやり替えたということ、特別にどんなふうにするのかなと思ってですね、よく分からない。子育て支援にやるのにどういうことをやらなくちゃいけないんですか。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○住民課長（北原 義識君） 今回の給付金につきましては、対象児童が令和2年4月分また3月分を含む児童手当を受給する世帯に1人につき1万円を支給するというものでございます。これの該当者の世帯を抽出したりとか、そこに対する金額を、今度、財務会計上で支出したりすると。これを手作業でするのではなくて、この給付金を支給するためにコンピューターのシステムを改修、作成したというものでございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第13号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第20. 承認第14号

○議長（原中 政廣君） 承認第14号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書の95ページをお願いいたします。

承認第14号令和2年度一般会計補正予算（専決第3号）について御説明いたします。

提案理由といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施する町独自の新型コロナウイルス感染症対策緊急支援対策事業を迅速に実施しようとしたところ、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年5月14日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書（専決第3号）で説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,711万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,044万9,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

11款1項1目地方交付税795万円の追加は、財源調整でございます。

次の8ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金9,143万1,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

次の9ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金2,700万円の追加は今回の町独自支援対策事業費の財源とするべく繰り入れるものでございます。

次の10ページ、21款4項2目雑入211万5,000円の減は、今回の町独自支援対策である町立保育所に係る副食費負担金の免除によるものです。

11ページからは歳出でございます。

2款1項総務管理費170万1,000円の追加は、全世帯へのマスク1人当たり10枚配布及び海外留学者等に対する特別定額給付金給付事業によるもの。

次の12ページ、3款2項児童福祉費1,604万8,000円の追加は、ひとり親家庭等支援給付金保育所副食費の免除、保育施設等従事者応援事業補助金によるもの。

次の13ページ、4款3項1目上水道費1,500万円の追加は、水道料金の減免事業によるもの。

次の14ページ、7款1項商工費5,220万円の追加は、プレミアム率30%での発行予定でありますプレミアム商品券発行事業によるもの、及び、中小企業事業継続支援事業によるもの、

次の15ページから17ページまでの10款教育費3,216万2,000円の追加は、就学援助特別扶助費及び各学校図書館町立図書館の図書消毒器購入費及び学校給食費免除事業によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 持続化給付金ということで、きょうから15%以上の売り上げが減った場合に支給されるということですが、そうした場合に、県の場合が30%以上50%未満ということなので、この30%以下、15%以上、この間の減収の事業者には一律支給されるということですかね。確認です。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 産業振興課の大屋です。

今、吉川議員が言われているのは県の補助金の話だと思うのですが、町のほうは中小企業事業継続支援金という形で、ちょっと制度が別のものになるんですけども。

○議長（原中 政廣君） 質問と意図が違うようにありますので、町長、説明をお願いします。

○町長（井上 利一君） 私のほうから、今、課長が申しましたのは、町とそれから、県と国と、段階があるわけですが、本町の場合には、いわゆる15%以上の減収の場合は全て対象にしています。で、よその自治体によっては、30%以上になれば、県のそういう交付金があるから自治体は、市町村は出さないというようなところもありますけれども、本町の場合にはそれを全部出すということで、事業者にとっては町からももらえるし、県からももらえる。30%以上になれば。という、そういう制度になっております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） それで、結局、県は30%以上50%未満という枠ですよ。だから、そこで県に申し込んでもいいし、その15%以上だったら桂川町でも、県、上乗せっていうことなんですよ。すみません。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに。

柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そして、それを返事を聞いてもう一点ありますので。

11ページ、海外留学生等特別定額給付金、これは説明の中で10万円掛ける5人を想定していると言われました。聞いたときにいいなと思っていたんですが、海外で、なぜ海外なのか。む

しろここから東京に行って、バイトもないで困ってる人もおるんだけどなど。そこはどうなってるんだろうということテレビとか最近のを見ながら思いました。何で海外に、留学生に絞ったのが1点目。

次の質問ですが、13ページ、水道事業会計繰出金です。これは基本料金の半額を免除とお聞きしているんですが、では、個人が何件あって、企業が何件あるのか、教えてください。

14ページ、中小企業事業継続支援金4,000万です。非常に大きいんですが、1件に20万掛ける200件と想定していると言われていました、5月13日の説明で。

ところが、そのとき、「何件ぐらいあるんか」と言ったら、300件ちょいあるだろうと。それは300件近くの人が申請したらどうなるのかなという思いがあります。

町長が最初に、市政演説ですかね、あの中で、かなり低かったんですね、今のところ、申請されてる件数はですね。ですから、大丈夫なのかどうか分かりませんが、この辺の見通しとして200件で収まるのかどうか、収まらんやったらどうするのか。

以上、3点、まず教えてください。

○議長（原中 政廣君） それでは、関連の課長。

総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） まず、1点目の海外留学生等に対する特別定額給付金、支給事業について御説明申し上げます。

ただいまの質問では、何で海外に限定しての留学生に対しての支給かということですが、本事業のまず基準日が、本年4月27日現在で国内に住民票がない方ということですが。

例えば、桂川町から出てあってもほかの自治体で4月27日に住民登録をされておりましたら、今回の特別定額給付金はその地で給付されるというところで、海外ということで絞らせていただいたわけですが。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） それでは、課長。

○水道課長（山本 博君） 水道事業の一般繰出金、会計への繰出金についての回答でございます。こちらにつきましては、4月分の調定実績によりこの1,500万円ということをお求めしております。

それで、一般用としまして約5,500件、業務用としましては約350件を見込みまして、この一月当たり300万円の5カ月分としまして1,500万としておる次第です。

○議長（原中 政廣君） それでは、あとは大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 中小企業の持続支援金の関係なんですが、まず、町内の活動を

されてあります中小企業が380件ほどございます。その50%程度が対象になるということで200件を予算に計上したところでございます。

実際に今の受け付けの状況なんですけど、先週末、金曜日の段階では166件ということで、おむね200件程度になりそうなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに。どうぞ。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということで、ちょっと質問なんですけど、本町は他町に比べてこの中小企業に対して厚いと思ってます。それは悪いとは言いません。実際にお店しよってちょっと困ってるという方、何人かはいらっしゃいます。ただ、何でそんなに多いのかというところをお尋ねしたい。

例えば、一つは、今、言った15%以上、よそのところは15%から29%までがそれぞれの市町村負担が多いです。30%から50%は県、50%からそれ以上が国という形になっていると思うんですが、合わせてもらう。もちろんそれは厳しいところも助かるのは分かるんです。ただ、かなり、非常にいいことだとは思うんですね。

それから、プレミアム付商品券ですね。これも通常よりも10%アップですから、商工業者、中小企業に有利になってきます。もう助かると思います。

ただ、この件に関しては、本当にそこに行くのかどうか。大手、大きいストアができてますので、そこに全部が行くのではないかというのがちょっと心配があります。この辺のことは「商工会と話し合いながらやっていきます」と言われたが、その答えは聞いていませんね。これは、またいずれ聞きます。

そして、いずれにせよ、ここでもかなり。1,220万、中小企業継続支援金が4,000万です。さらに、水道の事業者として基本料金の半額。ということは、桂川の町はよそよりも中小企業に関してかなり厚くやっていると思うんです。その理由です。

つまり聞きたいのは、桂川町で実際に潰れた、そういう企業は何件あるのか。また、実際に困っているのか。国に50%以上で申請した件数が何件あったのか。県に30%申請している例が何件あるのか、そこを教えてください。

○議長（原中 政廣君） それは相対的なことは井上町長のほうでお願いをして、あと、数字的なものは担当課長にお願いしたいと思います。

井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、どういたしますか、町が行っております、申請があれば1事業者20万円という部分ですけども、この取り方はやはり自治体によって随分違います。自治体によっては、申請がなくても一律10万円配る、1事業者当たり一律10万円配るところもありますし、先ほどお話がありましたように、国と県と、いわゆる分離した形での支給というものもあります。

そこで、本町が、今、採っている方法につきましては、やはり事業者の中にも全てが一律にこのコロナウイルスのために減収になっているとは限らない、そうではないところもあるのではないかとこのところの一つあります。

ですから、そういう意味からするとやはり申請主義といたしますか、困っている人が申請されて、そこにできるだけ手が届くように、そういう対策を取りたいということで、こういう形になっております。

それから、全体として手厚いのではないかとこのことがあります。確かに、そういうふうに感じているんですけども、ちょっとあの時点で正確な、例えば、先ほど申されました、潰れそうな事業者が何件おるとか、どうだとかというのは、なかなか把握できない状態です。現在の段階でもまだ具体的な実態というのは把握できておりません。

ただ、私どもの耳には、そういう町の交付金が非常にありがたいと、そういう声は届いております。

私としましては、やはり桂川町全体の活力、それはやはり商工業の担うところが大きいわけですから、そういう意味では、今回の施策については、妥当ではないかなと、そのような判断をしているところです。

もう一点、いわゆるプレミアム付商品券、このことにつきましては、担当課長のほうから説明すると思いますが、確かにその懸念はある。要するに1カ所に集中するのではないかとこの懸念はあります。

そういう懸念を、ある程度、払拭するためにも、そこに何らかの手だてを考える。これは例えばの話ですけども、商品券、例えば、1万円の商品券で1万3,000円の買い物ができるわけですが、それが全てそこに行くのではなくて、その中に、いわゆる地元のほかの商店街でしか使えないような、そういうようなものを含む、そのことを購入者の方に理解をしてもらい、そういうような取組も考え方の中にはあります。

ただ、これは先ほど言いますように、まだまだ確定はしておりませんので、例えばの話としてお聞き願いたいと思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） それでは、担当課長、数値の分かる部分だけ、説明してください。大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 質問にお答えします。

まず、プレミアム商品券の関係なんですけども、商工会と、今、話を詰めておりますけども、その中で、議員が心配されておりました、要するに1カ所に集中するのではないかというような話でございますが、トライアルがこの辺にも、ほかにもありますけれども、田川でございますとか、飯塚、小竹でございます。そちらのほうはプレミアム商品券の事業で、結局、大きい店舗だから使用料を制限するというようなことは現時点でやっていないというようなこともございまして、商工会とお話をしたんですが、商工会のほうでも今回に関しましては、ちょっと現時点ではトライアルはまだ商工会に入られていませんので、実際にまだ使えると現時点では確定していない状況ではございますが、入られても、少なくとも今回に関しては、制限するつもりはないというふうに聞いております。

その状態で、もし一極集中するような状況がございましたら、次回以降にまたその点は検討したいというふうに聞いております。

それから、先ほど、倒産等がどうなっているかという話が、質問がありましたけれども、申し訳ございません。倒産関係に関しましても、うちのほうで把握しておりませんでしたので、御了承ください。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君は一回せんかったですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） ここでも。

○議長（原中 政廣君） したでしょう。

○議員（6番 吉川紀代子君） もう一遍。

○議長（原中 政廣君） それでは、ほかに。どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。今、大屋課長のお話を聞いてて、ちょっと私も確認という意味を込めて、再度、お尋ねしたいと思います。このよか一けんというのは商工会に入っているお店でないと使えないということなんですよね。それで、ちょっと聞こえにくかったんですけど、トライアルは入ってないということなんです。入ってないんです。商工会に入っていないんです。（発言する者あり）

○議長（原中 政廣君） ちょっと待って。きちっと。質問が終わった後に。

○議員（6番 吉川紀代子君） 使えないという意味かなと。何でトライアルで使えないんだろうと思って、私、疑問に思っていましたもので、ここで再度確認したいと思います。

○議長（原中 政廣君） では、回答してください。

大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 申し訳ありません。吉川議員の質問にお答えします。

今回のよかーけんの関係は、コロナウイルス対策の面もございますので、商工会に入られていないところも使われるような形にはなっております。すみません。私の言い方が間違っております。

それで、商工会のほうとトライアルのほうでは、商工会にトライアルが入るといふように話をされてあったんですが、まだ、そこは決まっていないという形でございます。

ですので、ちょっと商工会とトライアルでは使われる状況について、話を双方では今のところされていないという状況だといふふうに聞いております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと確認もあるんですけどだから、要は、まだはっきりとしたことは確定していないと。今、協議の進行中だということで、それが確定すれば、また町報等でお知らせしますので、そこで確認をしてください。よろしくをお願いします。

○議長（原中 政廣君） では、よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第14号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第14号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第21. 承認第15号

○議長（原中 政廣君） 承認第15号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の96ページをお願いいたします。

承認第15号について御説明申し上げます。

本承認は、令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったた

め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりそれを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,233万円に定めるものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款1項1目保険給付費等交付金は、国民健康保険被保険者に対する新型コロナウイルス感染症傷病手当金の給付に伴う国からの財政支援として40万円の増額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款6項1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金として6名分40万円を計上しております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第15号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第15号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第22. 承認第16号

○議長（原中 政廣君） 承認第16号令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の

専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 承認第16号令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。議案書97ページをお開きください。

提案理由は、水道事業会計予算の最終補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月14日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、財源の組替えを行うもので、補正前の水道事業収益2億3,245万8,000円の額の変更はございません。

内容につきましては、4ページからの補正予算書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款1項1目給水収益1,500万円の減額、同じく、2項6目他会計補助金1,500万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び感染拡大防止等の実施により、影響を受けている町民及び町民事業者を支援するための関係経費によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今の説明によりますと、本来入ってくるべき水道代の半額を今回のコロナの関係で助成するということで上がっていると思います。それで、そのときに、個人の世帯数と法人の数を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほどの柴田議員からの御質問とダブる点でございますけども、こちらにこの1,500万円の減収及び他会計からの繰入額としましては、4月分の調定実績により算定しております。

一般用としまして約5,500件、業務用としまして約350件を見込みとして行っております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。竹本君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） これは課長にお尋ねしますが、補助は水道料金の半額ということ
で。

○水道課長（山本 博君） 基本料金。

○議員（9番 竹本 慶吉君） 基本料金、ああ、そういうことで。では、基本料金だけですね。
追加は関係ないね。

○議長（原中 政廣君） 竹本議員、よろしいですか。

○議員（9番 竹本 慶吉君） はい。以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第16号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第16号令和2年度桂川町水道
事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定
いたしました。

日程第23. 議案第20号

○議長（原中 政廣君） 議案第20号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案第20号町道路線の認定について御説明いたします。

議案書98ページをお開きください。

道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するものでございます。

認定する路線の路線名は新茶屋土居線であり、道路の起点は桂川町大字豆田字下宮原445番
1地先、終点は桂川町大字土居字三ノ坪820番5地先でございます。

提案理由といたしましては、県道豆田稲築線の道路改築事業に伴い、移管を受けることとなる

県道の一部区間を町道認定するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書99ページをお開きください。

参考として、路線の延長と幅員、位置図を示しております。

今回、認定する道路は、県道豆田稲築線のうち国道200号の新茶屋交差点から土居交差点までの区間であり、延長810.5m、平均幅員9.5mでございます。

認定を必要とする理由を御説明いたします。

県道豆田稲築線土師工区、つまり嘉穂総合高校から桂川町役場までの道路が令和2年3月28日に開通いたしました。その延伸部といたしまして役場前から国道200号までの区間、県道豆田稲築線九郎丸工区の道路改築事業に福岡県が着手するためには、位置図に示しております既存の県道について桂川町が町道として認定することが前提条件となっております。

なお、この区間の維持管理につきましては、九郎丸工区の道路改良工事が完了し、県道として供用開始されるまでの間は現状のまま福岡県が行うことになっております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。この地図で見ますと丸と矢印だけだから、私の想像で思ったんですけど、これは桂川タクシーのところ辺、あそこの国道があるでしょう。桂川タクシーから土居の分かれ道、あそこに県道か何か、レストランに向かう道がありますね。だから、そこで自動車の修理屋さん、タイヤ屋さん、あそこを挟んでこっちから土居までに行く道があるけど、この県道を、こっちべた、リオ側というか、これを挟んだこっち側で止まるということですね。分かりますか、私が言わんとしていることが。

○議長（原中 政廣君） それでは、具体的に位置を言ってください。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

まず、丸印がついている部分ですが。

これは道路の起点を示しております。これが、国道200号の新茶屋交差点ということで、桂川タクシーとかメルシーとか、ケーキ屋さんがあるところ、あの部分の交差点です。信号機に「新茶屋」という交差点名が書いてあります。そして、矢印の先、これにつきましては、県道と県道が交わるところの大きな交差点でありまして、角に、車の修理屋さんがあるところですね。ですので、県道と県道が交わるところまでということでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川議員。立って、手を挙げて質問してください。

吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 県道が一本のすら一っじゃないから、こんなときの幅があるでしょうが、県道か何か。だから、そのタイヤ側じゃなくて、こっち側までですよということですね。で、同じく、起点のところら辺も向こうに国道が走ってるから、国道のこっちの手前の桂川タクシーのあっちから。こういうことですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） 回答は要らないですね。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。分かりました。

○議長（原中 政廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第20号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分より再開いたします。暫時、休憩。

午後1時58分休憩

午後2時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第24. 議案第21号

○議長（原中 政廣君） 議案第21号桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改定する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第21号桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書100ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

次の101ページに条例案、102ページに新旧対照表を掲載いたしております。

改正内容については、101ページの条例案にて御説明申し上げます。

第6条第2項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるも

のでございます。いずれも法律の改正に伴う条例の整理を行うものでございます。

なお、本条例案の施行期日は公布の日からと定めるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 2 1 号は会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 2 5. 議案第 2 2 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 2 2 号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案第 2 2 号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書 1 0 3 ページをお開きください。

改正の理由といたしまして、町営住宅二反田団地の住戸及び集会所を解体したことに伴いまして、桂川町営住宅条例の一部を改正する必要性が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

1 0 4 ページをお開きください。

改正する内容につきましては、町営住宅及び共同施設の名称などが別表第 1 に示しており、この表を次のように改めるものでございます。

新しい町営住宅二反田団地 B 棟の建設予定地にある既存の住戸 3 2 戸及び集会所 1 棟を解体しましたので、別表第 1 のうち該当する部分を削除するものでございます。

参考までに二反田団地には既存の住戸が 2 2 戸残っており、そのうち 6 戸は現在も入居されております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案書 1 0 7 ページをお開きください。

別表第 1 の新旧対照表を 1 0 7 ページから 1 1 0 ページに示しております。

削除の対象となる住宅の形式は、町営住宅のうち二反田団地 4 つ、共同施設のうち二反田団地集会所 1 つでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 2 2 号は会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 2 6. 議案第 2 3 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 2 3 号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書 1 1 1 ページをお願いいたします。

議案第 2 3 号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たした被保険者に対する軽減措置として国民健康保険税の減免に関する特例を定めることに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容については、1 1 2 ページから 1 1 3 ページ、新旧対照表を 1 1 4 ページから 1 1 5 ページに記載しております。

議案書の 1 1 2 ページをお願いいたします。

改正内容について御説明申し上げます。令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が設定されているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方については保険税の全額免除、主たる生計維持者の事業収入が前年の収入の 3 割以上減少し、所得額等一定の要件に該当する場合において保険税を減額するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 1 4 項及び第 1 5 項の規定については、令和 2 年 2 月 1 日から適用するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第27. 議案第24号

○議長（原中 政廣君） 議案第24号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の116ページをお願いいたします。

議案第24号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することが余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなった後期高齢者医療被保険者に対し、福岡県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を桂川町において行うため、桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の117ページをお願いいたします。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

桂川町後期高齢者医療に関する条例の第2条桂川町において行う事務に広域連合条例附則第5条の「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付け」の1語を加えるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この申請書を、保険環境課で受け付けるということですが、その書類等はもうこちらのほうにあるわけですね。ただ、口頭で言えばいいわけですかね。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。こちらの後期高齢の傷病手当金に

関しましては、大本であります福岡県広域連合が実施いたします。それに基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合のほうが5月11日付で条例を改正いたしまして、それで書類のほうがこちらのほうに届いておりますので、御相談があれば、こちらのほうで全て受け付けたいと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

ただいま議題となっております議案第24号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第28. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明と求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書119ページをお開きください。

議案第25号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本条例改正の理由は、厚生労働省令第63号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が令和2年4月に一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨について、説明いたします。

放課後児童支援員、いわゆる学童保育所の支援員の認定資格研修の実施については、従来、都道府県知事及び政令指定都市の長が行う研修と規定されておりましたが、今回、資格認定研修の受講機会の拡充を図るため、中核市の長も資格認定研修の実施主体に追加するものであります。

議案書120ページをお開きください。

改正の内容について、御説明いたします。

本条例第10条第3項中、「指定都市」の次に「もしくは同法第252条の22第1項の中核都市」と加えるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

参考資料としまして、121ページに新旧対照表を添付いたしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第29、議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号令和2年度桂川町一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書122ページをお願いいたします。

令和2年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書補正第1号で説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,629万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,674万円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

11款1項1目地方交付税577万6,000円の追加は財源調整です。調整後の普通交付税の財源留保見込額は7,005万円となるものです。

次の15款2項5目教育費国庫補助金945万円の追加は、児童生徒へのタブレット端末整備支援であります公立学校情報機器整備事業費国庫補助金によるもの、次の9ページ、16款2項7目教育費県補助金33万9,000円の追加は、福岡学力アップ推進事業費県補助金及び英語教育強化推進事業費県補助金によるもの。

次の10ページ、19款1項6目桂ヶ丘污水处理施設管理基金繰入金41万8,000円の追加は、浄化槽修繕費の繰入れ、次の11ページ、21款4項雑入30万8,000円の追加は、学校給食の休止に伴う支援であります学校臨時休業対策費補助金によるものです。

次の12ページからは歳出でございます。

2款1項5目財産管理費97万9,000円の追加は、議場放送設備移設委託料、次の6目企画費58万3,000円の追加は、第6次総合計画策定に係る住民アンケート対象者郵送費変更によるもの、12目防災諸費は災害時避難所における間仕切り、床マット等の購入費によるものです。

次の13ページ、3款2項2目児童措置費19万7,000円の追加は児童手当現況手当につ

いて新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面提出から郵送提出へ変更するため、返信用封筒費、郵送料を計上しております。

次の14ページ、4款1項2目予防費200万2,000円の追加は、短時間勤務会計年度任用職員報酬等によるもの、次の3目環境衛生費41万8,000円の追加は桂ヶ丘汚水処理施設浄化槽脱臭ファン取り替え修繕費によるもの。

次の10款教育費1項2目事務局費6,000円の追加は、学力向上検証委員会の費用弁償によるもの。

次の16ページ、2項2目桂川小学校教育振興費615万3,000円の追加、次の17ページ、3項2目桂川東小学校教育振興費117万8,000円の追加は、いずれも児童へのタブレット端末購入費によるものです。

次の18ページ、4項2目桂川中学校教育振興費361万7,000円の追加は、英語教育強化推進講師報酬や生徒へのタブレット端末購入費によるものです。

なお、小中学校教育振興費においては、桂川学力アップ推進講師費を7節報奨費から1節報酬に組み替えしております。

次の19ページ、6款1項共同調理場費54万2,000円の追加は、電話機のリース更新費や学校臨時休業対応補償金等によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この予算書にはタブレットの購入が上がっております。そこで何点か質問いたします。この買われるタブレットは子供さん向けに買われるわけなんですけど、このタブレットは家に持ち帰ることができるのか、それから、学校ではいつから使えるようになるのか。次に、全部そろう、桂川小学校、東小学校、桂川中学校、全部の生徒さんが使えるようになる、納入はいつになるのか。それから、タブレット1台は大体幾らぐらいになるのか、お願いします。

○議長（原中 政廣君） それでは、分かる範疇で答えてください。これは、どちらにしても文教委員会に付託しますので、分かる範疇で執行部から答弁できたらお願いします。平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えいたします。まず、持ち帰りについてでございますが、GIGAスクール構想については、校内で情報通信技術の学習活動の充実を図るということを第一の目的としておりますので、基本的には持ち帰ることについては考えておりません。

コロナウイルス等で今回のように長期休業となった場合については、その活用について今後検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、いつから使えるのかということですが、現在、校内通信のネットワークの整備やタブレット端末の確保を今回予算計上させていただきまして、今年度で取り組むようにしております。

こちらについては、現場の学校の先生方の準備期間も必要でございますので、準備が整い次第ということでございます。

次に、納入はいつかということですが、これは、今回、補正予算を計上させていただきました。それとともに、町長の行政報告でもございましたが、次の補正においてまた整備をしていくということですので、確保できれば、今年度中に確保していきたいというふうに考えております。

最後、タブレット1台につきましては、現在、国の補助金が定額補助で4万5,000円となっておりますので、その範囲内で購入をしたいと思っておりますので、タブレット1台4万5,000円というふうに想定しております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 全部がそろうのはいつかというふうにお尋ねしましたところ、「次の助成がある場合」というふうにちょっと聞こえました。というのは、国の補正が決まって、そして、新たに第2次の助成金が出て、そのことを指していらっしゃるんですかね。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えします。全部そろうのは、次の補正予算で計上していきたいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 詳細は。次、柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 2点です。11ページ、これが文教に係ってくるのかどうか、僕は分からんもんで、雑入で「学校臨時休業対策費補助金」というのは、いかなるものか、先ほどなんか給食の何たらかんたらと言われたけど、具体的に何に使うんですか。ということが1点。

それから、もう一つ、タブレットの問題ですが、もともと5年、6年、中1といわれていました。何で中1なんだろうか、何で中3やないのだろうかと思っていました。コロナとかがもう一回第2波があったときに、中3にタブレットが渡せる状況にしとかんちゃんないかな、早急に。それは思っていますので、そこは町の執行部のほうでも検討していただけたらと思っています。

質問じゃないです。そこは意見になりますが。

戻りますが、だから、質問は11ページです。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 今の質問内容。平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えします。11ページ、学校臨時休業対策費補助金につきましては、3月分の給食費のパンとか牛乳などですが、基本物資につきましては、今回の長期休業で製造が困難になることから、この委託加工業者等に支払う原資となるものでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 12ページの企画費で、通信運搬費で住民アンケートということで、予算、説明がありましたので、この通信運搬費は何やろうかと思って、そうしたらそう言われたんですけど、対象とかどれぐらいするとか、何か計画があれば、いつごろするとか、そういうのがわかる範囲でいいで教えてください。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

この通信費につきましては、第6次総合計画をことし年度末に策定する予定でスケジュールを予定しております。

アンケートにつきましては、今から策定しまして、ことしの前半にそういったアンケート調査を行う予定でございます。内容につきましては、当初ちょっと2,500件で考えておったんですけども、こういった10年に一度の非常に貴重な最上位計画を策定する上で、全世界規模のアンケート集約を行おうということで、方針を決めまして、この追加の予算額を計上しているところでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今の話ではもう総合計画はできているみたいですが、それは総合計画の委員会の中で確定してくるのではないんですか。というのも、10年に1回ならば、いろんな意見を集めていかなと思っていますんですよ。一般質問でもしますので、この計画は作っちゃったんですか、もう。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 今、柴田議員のほうからもう計画について決めていくというお話、御質問でございますが、まだ内容については、今から、ことし、審議会等、決定しまして、諮問をする、そして、そういった総合計画の案を、策定というか、原案を作っていくながら議会の皆さんのほうにも年度末に承認していただくというところで、今からの作業ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員

会の各常任委員会に付託いたします。

日程第30. 議案第27号

○議長（原中 政廣君） 議案第27号令和2年度桂川町水道会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第27号につきまして、御説明申し上げます。

議案書123ページをお開きください。

本議案は、令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にてご説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、1款水道事業費用に177万3,000円を増額し、補正後の額を2億1,396万8,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算書、補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

1款1項4目総係費の177万3,000円を増額につきましては、職員の病気、休職に伴う会計年度任用職員雇用のための関係経費によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 病欠に伴う職員を会計年度任用職員として雇用するということなんですけれど、この方はパートですか、会計任用職員の何ですか。2つありましたよね、任用職員で。この方はどちらに属するんですか。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。

○水道課長（山本 博君） パート職員でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第31. 報告第2号

○議長（原中 政廣君） 報告第2号令和元年度桂川町継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書124ページをお願いいたします。

報告第2号令和元年度桂川町継続費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙関係書類をもって報告するものです。

報告書については、別紙の継続費繰越計算書を開いていただけましたら、お願いします。

令和元年度桂川町継続費繰越計算書でございます。

本計算書は、令和元年度から令和2年度に繰り越しました事業を記載いたしております。

8款3項都市計画費の桂川駅自由通路等整備事業について、令和元年度継続費予算の残額3億6,044万8,402円を繰り越したものです。

その繰り越しました財源といたしましては、繰越金4万8,402円、国庫補助金1億1,400万円、地方債2億2,170万円、その他は基金繰入金で2,470万円でございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

報告第2号令和元年度桂川町継続費繰越計算書については終わります。

日程第32. 報告第3号

○議長（原中 政廣君） 報告第3号令和元年度桂川町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書126ページをお願いいたします。

報告第3号令和元年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙関係書類をもって報告するものです。

別冊の桂川町繰越明許費繰越計算書をお開きください。

本計算書は、令和元年度から令和2年度に繰り越ししました事業を記載いたしております。

8款2項道路橋梁費では、門線橋梁改修工事、未就学児等交通安全対策事業、3項都市計画費では、桂川駅前南側広場等整備事業、10款1項教育総務費2項桂川小学校費、3項桂川東小学校費、4項桂川中学校費では、校内通信ネットワーク整備事業、11款2項農林水産業施設災害復旧費では、農地災害復旧事業、以上、8事業に係る計算書でございます。

繰り越しします内容といたしましては、繰越限度額として設定しておりました2億141万9,000円のうち1億7,423万3,000円を翌年度へ繰り越しをいたしております。その繰り越ししました財源といたしまして、未収入特定財源として、国・県支出金6,849万3,000円、地方債6,740万円、その他は基金繰入金及び負担金で1,423万2,000円、一般財源は2,410万5,000円でございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号令和元年度桂川町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程が全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時48分散会
